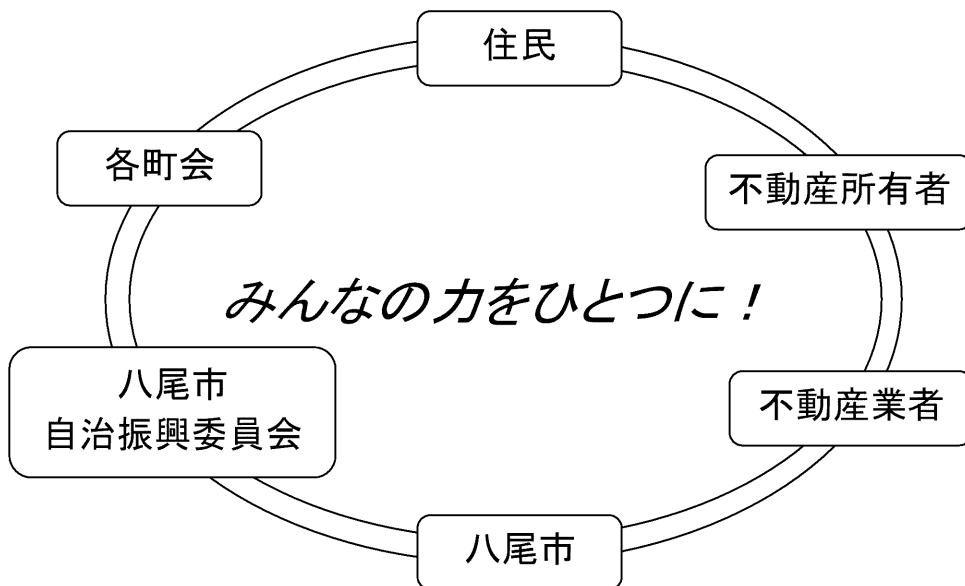


町会活動の活性化と 町会への加入促進について

(素案)



平成24年●月

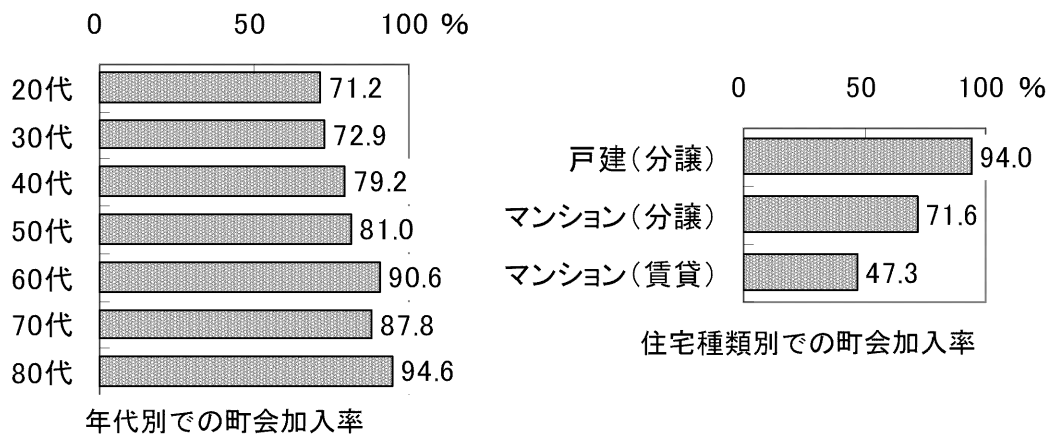
八尾市自治振興委員会・八尾市

1. 町会活動の活性化と町会への加入促進に取り組みます。

- ・安心した暮らしを送るためには、向こう三軒両隣りのお付き合い、さらには町会・自治会（以下、町会という）が大きな役割を果たしています。東日本大震災を踏まえ、「地域の絆」の重要性については、誰もが再認識をされたところだと思います。
- ・八尾市の町会加入率は72.3%（平成23年度）と周辺市に比べると高い水準にありますが、低下傾向が続いています。その背景には、都市化の進展（マンション建設など）や価値観・ライフスタイルの多様化、近隣関係・お付き合いの希薄化などがあると思われます。
- ・このような状況のもと、八尾市自治振興委員会、市民委員、学識経験者、関係課職員による「八尾市町会加入促進検討会議」を設置し、町会活動の活性化及び町会加入促進のあり方について検討しました。町会長アンケートでは、貴重なご意見をいただきありがとうございました。
- ・調査結果の分析や意見交換を通じて、「町会活動を魅力あるものとしていくこと」や「町会加入促進のためには、転入者（転居者）・未加入者への声かけ」が重要であることを共有し、八尾市自治振興委員会と八尾市をはじめ、関係者が一致協力して、改めて町会活動の活性化と町会加入促進に取り組んでいくことを再確認しました。
- ・本パンフレットは、八尾市自治振興委員会と八尾市との協働により、町会活動の活性化や加入促進活動のヒントをまとめたものです。ご活用いただければ幸いです。

【参考データ】 町会への加入状況と、未加入の理由 【市民アンケートより】

○若い世代（20代、30代、40代）やマンション（分譲・賃貸）の町会加入率が低い。



○未加入の理由は、「町会を知らない」「加入方法を知らない」「加入するきっかけがない」

20代

- 1位: 町会を知らない(63%)
- 2位: 加入方法を知らない(50%)
- 3位: 加入するきっかけがない(44%)
必要性を感じない(44%)

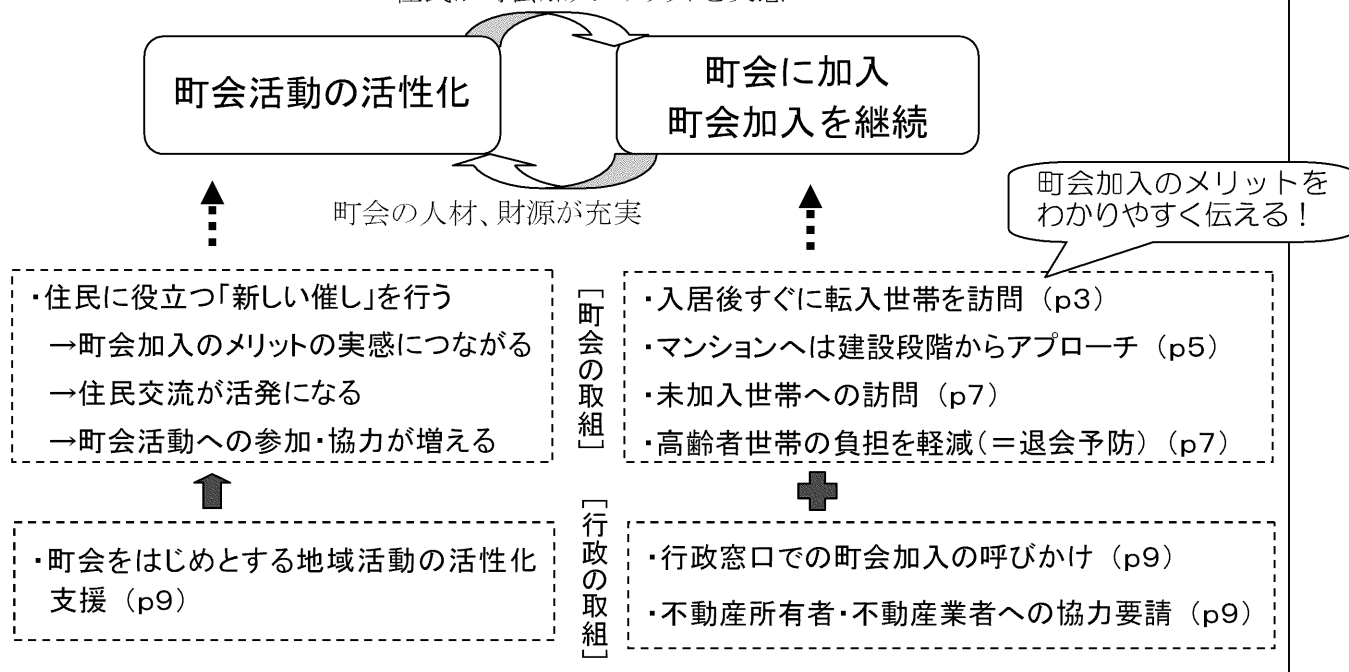
30代

- 1位: 町会を知らない(44%)
- 2位: 就業で役を担えない(28%)
- 3位: 加入するきっかけがない(21%)
必要性を感じない(21%)

2. 町会活動の活性化と町会への加入促進の基本的考え方

- 町会活動が活発な地域では、「新しい催しがある」「住民同士の交流が活発である」「町会の世帯規模が大きいほど活動に満足する傾向がある」などの特徴がみられます。
- 町会活動を活性化することが、町会の加入率向上につながり、そのことが、町会活動をさらに活性化するという“好循環”が生まれているものと思われます。
- そこで、「町会活動の活性化」と「町会への加入促進」の2本柱で取り組みを進めます。

住民が町会加入のメリットを実感



【町会加入のメリット】

①様々な行事・活動に参加することで、近隣での知り合いが増えます。

(市民スポーツ祭や盆踊り、ふれあい祭りなど、年間を通じて様々な行事があります。)

②防犯灯により、夜道を歩くのが安心です。

(防犯灯の設置・維持費用や電気代の一部は町会費で賄っています。)

③いざという時にも、近隣での助け合いにより安心です。

(防災訓練や防犯パトロール、一人暮らし高齢者の見守り活動などに取り組んでいます。)

④回覧板を通じて、地域や行政の様々な情報が自動的に入ってきます。

(インターネットでいちいち調べるのは手間ですね。)

⑤町会加入者へは、市政だよりや指定ごみ袋が“各家庭まで”定期的に町会を通じて配布されます。

(未加入者は市役所に取りに行く必要があります。)

【参考データ】 町会に加入して良かったと思うこと [市民アンケートより]

- 1位: 近隣で知り合いが増える (42%)
- 2位: 地域や行政の様々な情報が入手できる (41%)
- 3位: 防犯・防災・福祉などの活動があり、安心して暮らせる (26%)

3. 町会加入促進活動のポイント

(1) 転入者(転居者)に対する加入促進

□転入者(転居者)があれば、転入(転居)後すぐに訪問します。

(できれば2名以上で訪問します。)

□説明資料に沿って、町会加入のメリットや町会費の用途を説明します。<下記①、②>

□近く開催予定の行事・イベントがあれば、参加を呼びかけます。

□班長の決め方や役割について、実態に沿って率直に説明します。

□町会費の支払方法については、柔軟な対応を検討します。

(例:月払い、転出時の月割での町会費の返還など)

<①転入者(転居者)への訪問時の持参物>

- ・町会加入促進チラシ
- ・町会加入の申し込みのための書類
- ・町会規約
- ・前年度の町会の事業報告、決算報告の写し(可能であれば)

<②説明のポイント>

- ・八尾市では、市内全ての地域で町会を結成していること
- ・戸建、マンション、分譲、賃貸を問わず、どの世帯でも加入できること
- ・町会費について(月額と主な用途、町会費の支払い方法、転出時の町会費の取り扱い(返還など))
- ・町会の加入メリットについて(前ページの内容を参考に)

<③町会加入後のフォロー>

- ・町会もしくは地域で行われる行事・イベントがあれば、参加を呼びかけること
- ・行事・イベントで出会えば、声をかけ、困っていること、わからないことなどの相談にのること

～**転入者(転居者)があるとすぐに訪問し、加入を呼びかけています。**～ [町会長ヒアリングより]

- ・ほとんどの世帯が町会に加入されており、転入者がいると自分から訪問して加入を呼びかけています。加入を拒まれることはほとんどありません。
- ・町会加入のチラシを回覧したが、あまり反応がなかったので1軒1軒まわって声をかけてみました。すると、「この地域には町会があったのか。知らなかった」という声がありました。
- ・転入直後に加入を呼びかけるのが一番よいと思います。引っ越してきて、すぐの頃は何かと心細いものです。近隣の人から声をかけてもらえるとうれしいのではないのでしょうか。長く住んでいる者にとっても、どのような方が入ってこられたのかを知ることは必要なことではないかと思います。
- ・分譲マンションであるため、転入者があると管理組合から連絡が入ります。訪問して説明すると大体加入されます。加入促進のためには「声をかける」しかないと思います。

ようこそ“わがまち”へ！

町会に入りませんか？

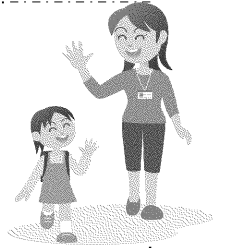


「自分たちの住む地域を、自分たちの手でより住みよいまちに！」

との思いから、八尾市では市内すべての地域で町会（自治会）が結成されています。

《町会加入のメリット》

- ① **様々な行事・活動に参加することで、近隣での知れ合いが増えます。**
（市民スポーツ祭や盆踊り、ふれあい祭りなど、年間を通じて様々な行事があります。）
- ② **防犯灯により、夜道を歩くのが安心です。**
（防犯灯の設置・維持費用や電気代の一部は町会費で賄っています。）
- ③ **いざという時にも、近隣での助け合いにより安心です。**
（防災訓練や防犯パトロール、一人暮らし高齢者の見守り活動などに取り組んでいます。）
- ④ **回覧板を通じて、地域や行政の様々な情報が自動的に入ってきます。**
（インターネットでいちいち調べるのは手間ですね。）
- ⑤ **町会加入者へは、市政だよいや指定ごみ袋が“各家庭まで”定期的に町会を通じて配布されます。**
（未加入者は市役所へ取りに行く必要があります）



- 戸建・マンション、または分譲・賃貸を問わず、どなたでもご加入いただけます。
- 町会費は、「防犯灯」の設置・維持のほか、様々な地域活動・イベントなどの経費として有効に活用されています。
- 町会への加入手続きは簡単！町会長もしくは班長にお声掛けください。
 <町会長がご不明な場合は、市民ふれあい課（TEL：072-924-3827）までお問い合わせください。>



☛あなたのお住まい地域の町会名は_____です。

町会長は_____さんです。（電話：_____）

町会費（月額）は_____円です。

※裏面の【町会長連絡票】を市民ふれあい課または出張所に提出いただきますと、お住まいの地域の町会長さんから町会加入についてご自宅に連絡させていただくよう手配します。なお、ご記入いただいた個人情報は八尾市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱い、町会加入のためにのみ使用します。

★町会（自治会）って？

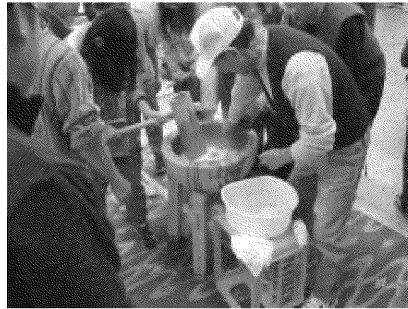
町会とは、地域に住んでいる人たちが、自分たちの住む地域を自分たちの手でより住みよいまちにするため、自主的に運営している組織です。

八尾市では、平成24年1月1日現在755町会あります。



★町会（自治会）の大切さって？

もし、東日本大震災のような災害が今この場所で起こったら…。あなたはどうしますか？地震や水害など、大きな災害にあったとき、人はひとりでは対応できません。町会では、いざというときに助け合えるよう、日ごろから訓練や交流活動を行い、地域の人と人とのつながりを大切にしています。



上の写真のように、地域では登下校時の子どもたちの見守りや防災訓練、お祭りなども行っています。

ご近所さん同士が日ごろから顔見知りになっておくことは、災害などから身を守るためにも大切なことではないでしょうか。

<問い合わせ先>

八尾市人権文化ふれあい部

市民ふれあい課

TEL: (072)924-3827

(きりとりせん)

平成 年 月 日

町会長連絡票

_____町会について詳しく内容を教えていただきたいので、町会長への連絡をお願いいたします。

(ふりがな)

世帯主氏名 _____

住所 八尾市 _____

電話番号 () - _____

(2) マンション入居者（分譲・賃貸）に対する加入促進

- マンションの計画段階から事業者アプローチし、町会加入促進の協力を求めます。
- 事業者を訪問する前に、マンションの建設計画の概要を把握します。〈下記①〉
- 町会加入促進の働きかけにあたっての協議方針を整理します。〈下記②〉
- 賃貸住宅の不動産所有者や販売事業者などを訪問し、町会加入について説明します。
(できれば2名以上で訪問します。) 〈下記③〉
- 分譲マンションの場合、管理組合設立後に町会加入に関する住民説明会を開催します。
(町会を新たに設立する場合、設立を支援します。)
- 近く開催予定の行事・イベントがあれば、入居者に参加を呼びかけます。

〈①新たに建設されるマンションについて把握すべき情報〉

- ・建設場所
- ・開発規模(世帯数)、住居特性(ファミリー／单身など)、所有形態(分譲／賃貸)
- ・入居予定時期
- ・賃貸住宅の不動産所有者、販売事業者などの名称、連絡先、現地事務所の位置

〈②町会加入促進の働きかけにあたって整理すべき協議方針〉

- ・町会加入促進への協力要請(例:単独での町会設立または近隣町会での新しい班の設立など)
- ・町会活動への協力依頼
(例:町会費の口座振替、集会施設の地元開放、掲示板の活用、管理会社への協力依頼事項)

〈③賃貸住宅の不動産所有者や販売事業者などへの訪問時の持参物〉

- ・マンション建設にあたっての要望事項 (→協定書を締結できると望ましい)
- ・契約書(賃貸契約書、売買契約書)にかかわる町会加入に関する内容の文案
- ・購入者・賃借人に対する町会加入もしくは町会設立の呼びかけ文書、町会加入促進チラシ
- ・町会規約、前年度の町会の事業報告、決算報告の写し(可能であれば)

～マンション開発などに際して、働きかけたことで、町会に加入いただけました。～

[町会長ヒアリングより]

- ・ 単身者用のアパートが建設されることとなり、管理会社と協議し、全戸加入していただくことになりました。町会費は管理会社を通じて振込まれます。
- ・ 5軒の戸建住宅の開発があり、建築事業者から町会加入の声かけをしてもらい、入居後、訪問したところ、町会に加入いただけました。今後も7軒の開発があるため同様に取り組みたいと思います。
- ・ 5年ほど前に建設された分譲マンションです。入居がある程度進んだころ、町会長の経験者が「管理組合とは別に町会を作ろう」と呼びかけられたことで、マンション全体で新たな町会を設立しました。住民交流のイベントや体操、周辺地域の清掃活動などを行っています。

【マンションや戸建分譲住宅地の開発に際しての町会加入の取組事例】

	加入促進の取組と結果
Aマンション (分譲、240戸)	<p>【A 小学校区内に建設された大規模分譲マンション(以下「マンション」)に対し、町会設立を働きかけた結果、実現に至った事例。】</p> <p>平成19年9月、マンション管理組合の理事長宅を市職員が訪問し、町会の設立を働きかけたところ、理事長は、マンションへ転居する以前は町会に加入しており、町会設立の必要性を感じていたため、できるだけ早く町会を発足させたいとの思いを抱かれていた。</p> <p>地域の自治振興委員会及び市の数回にわたる働きかけもあり、同年10月には入居者説明会が開催され、市職員が町会の役割・意義・必要性などについて説明した。</p> <p>その後、町会役員の選出などマンション内で町会の設立に向けた動きが進み、平成20年6月、町会設立総会の開催にたどり着き、町会が正式に発足した。</p>
Bマンション (分譲、117戸)	<p>【B小学校区に建設された大規模分譲マンション(以下「マンション」)に対し、町会設立を働きかけた結果、現在のところ町会の設立には至っていないものの、マンション内で町会設立に向けた動きが出てきている事例。】</p> <p>平成20年8月に地区自治振興委員長と市職員がマンションの管理人を相前後して訪問し、町会設立を働きかけたところ、管理組合を中心として一定の検討が進み、地域の自治振興委員会の会議にもオブザーバーとして出席するなどしていた。</p> <p>その後、しばらくは動きがなかったが、平成23年の暮れにマンションの管理組合側からの要請があり、地域の自治振興委員会の代表者と市側が管理組合の理事長らに町会の必要性などについて説明したところ、理事長としては町会設立に前向きに取り組んでいきたいとの意向が示されている。</p>

<p>C 住宅地 (分譲、85戸)</p>	<p><u>【分譲住宅の開発において開発業者との事前協議を町会設立に結びつけた事例】</u></p> <p><u>一定規模以上の住宅地の開発などが行われる場合、開発業者は八尾市の関係課から意見や要望事項を聞く「事前協議」を行うことになっており、市民ふれあい課では、町会の設立または隣接町会への加入などを呼びかけている。</u></p> <p><u>平成22年、大規模分譲住宅地の開発があり、開発業者との各課協議において町会加入の依頼を行った。当時、開発業者からはすでに地域の自治振興委員会からも同様の依頼があり、入居者に対して町会設立に向けて働きかけを行っているとのことであった。</u></p> <p><u>その後、平成23年9月に町会設立総会が開催され、町会が正式に発足した。</u></p>
---------------------------	--

[参考データ] 住宅開発に際しての町会加入促進活動の取り組み状況 [町会長アンケートより]

加入促進の取り組みをした (74.2%)
していない (16.7%)

[参考データ] 住宅開発に際して効果のあった町会加入促進の取り組み [町会長アンケートより]

- ・住宅建設段階で施主や不動産所有者に働きかけた。
- ・建設が決定した際、建築主に規約をお渡しし、加入をお願いした。
- ・集合住宅の管理会社との間で、入居の契約時に町会加入を条件とする旨の取り決めをした。
- ・ワンルームマンションは出入りが激しいため、各戸単位での加入ではなく、マンション全体として加入してもらった。

(3) 未加入者への加入促進

未加入世帯を把握し、加入への働きかけについて検討します。

(例)特に一人暮らし高齢者など、地域活動の輪に入っていたきたい世帯などには積極的に勧誘します。

一人暮らし高齢者に対して町会加入を呼びかける場合の負担軽減策を検討します。

(例)一人暮らし高齢者世帯における役員免除

マンション全体で町会のない場合は、町会加入を希望する世帯があれば、隣接の町会に入ることができるよう検討します。

町会費の支払方法については、柔軟な対応を検討します。

(例:月払い、転出時の月割での町会費の返還など)

できれば2名以上で訪問し、町会加入を呼びかけます。

～より多くの世帯に加入いただくため、訪問・協議しています。～ [町会長ヒアリングより]

- ・5年ほど前に戸建住宅の開発がありました。町会加入を呼びかけていなかったため未加入となっていました。自分が町会長になったのを機に訪問したところ、加入していただきました。若い人でも加入されます。これまで「加入するきっかけ」がなかったわけではないでしょうか。
- ・地域全体で防犯灯の費用を負担すべきと考え、町会に加入されていないマンションのオーナーと粘り強く交渉を続けているところです。

[参考データ] 町会加入のきっかけ [市民アンケートより]

- 1位:転入前のところでも加入していたので (37.6%)
- 2位:親の世代から加入しているの (32.0%)
- 3位:町会長等からの勧誘があったので (19.5%)

(4) 退会予防の取り組み

町会の各世帯の高齢化の状況を把握・再整理します。

一人暮らし高齢者などにおいて、役員負担への懸念から町会を退会される事例がみられるようになってきていることから、町会役員で高齢者世帯の負担軽減策を検討します。

(可能であれば、町会規約で明文化する。)

負担軽減策を定めた場合、住民(町会会員)に周知します。

～高齢世帯に配慮した町会運営をしています。～ [町会長ヒアリングより]

- ・高齢で役を担えない方は、役員に就くことや、公園の掃除当番を免除しています。
- ・高齢者だけの世帯は、役員の対象から外したり、たまたま病気やけがなどで役員を担えない方は、次年度にお願いするなど、可能な限り役員負担を軽くしています。

4. 町会活動の活性化のポイント

・町会長に対する調査(アンケート調査、ヒアリング調査)の結果をもとに、検討会議での意見交換で共有された意見は次の通りです。

□ 町会の皆さんとのあいさつ、声かけ

※市政だよりや指定ごみ袋の配布、回覧板などを手渡しするようにする。

□ 地域や町会活動に関わる様々な情報をこまめに提供(回覧などを活用)

※若い人に呼びかけるのであれば、インターネットやツイッターなどの活用も考えられる。

□ 住民の皆さんや役員の意見を聞いて、何か「新しい取り組み・催し」を開催する。

※町会の役割や加入メリットが実感されやすい。住民交流にもつながる。

□ 転入者や一人暮らし高齢者などに直接参加を呼びかける。参加されていたら声を掛ける。

□ 町会活動に意欲とアイデアのある人にお任せする。(ただし、監査をきっちり行う。)

□ 集会所などの活動拠点を確保する。

□ 町会又は班の規模が小さい場合には、統合などを検討してみることも考えられる。

～町会の皆さんとのコミュニケーションを心がけています。～ [町会長ヒアリングより]

- ・市政だよりや指定ごみ袋の配布の際には、顔を見て直接手渡しするようにしています。
- ・ちょっとしたことでもすぐに簡単な回覧を作成し、情報を共有するようにしています。
- ・町会独自で名簿を作成しています。
- ・毎月1回定例会を開き、出来事や経過、問題を共有。すぐに対応するようにしています。
- ・役員会に色々と提案し、皆さんの賛同があれば実施するようにしています。
- ・地域の防犯活動については、あきらめずに働きかけることが重要です。
- ・何か問題があったときには2名で対応するようにしています。
- ・自分の次の町会長について早めに見当をつけ、心づもりをお願いしています。
- ・町会関連の資料をファイルに綴っています。これを見れば1年間の町会の動きがわかります。引継ぎのときも便利です。

[参考データ] 町会活動をより良くするための活動 [市民アンケートより]

1位: 誰もが参加しやすいように町会活動を企画・運営すること (49.6%)

2位: 地域に関わる情報伝達・情報共有を充実すること (38.7%)

3位: 町会役員の活動の負担を減らすこと (33.9%)

(自由意見)

- ・気軽に参加できる場所や催しがあればよい。
- ・新しい住民が馴染めるような配慮をしてほしい。
- ・町会加入のメリットを示してほしい。

5. 八尾市をあげて町会加入の促進に取り組みます。

(1) 窓口で加入促進を呼びかけます。

- ・転入者(転居者)が市役所や出張所で転入(転居) 手続をする際に、町会の加入状況を確認し、未加入者に対して町会加入を呼びかけます。
- ・引越しが多い時期に向けて、八尾市自治振興委員会との協議・調整を進め、八尾市自治振興委員会と八尾市との協働により、町会加入促進活動を従来以上に力を入れて取り組みます。

【町会長の皆さまへ】

- 転入者(転居者)には、お住まいの地域の町会名と町会長さんのお名前、連絡先(電話番号)をお伝えします。(八尾市自治振興委員会から平成23年12月12日付で文書でお知らせしている通りです。)
- 町会加入について詳しいご説明を希望される方があれば、「町会長連絡票」を市民ふれあい課または各出張所にご提出いただけます。担当者から速やかにお知らせしますので、町会長の皆さまからご連絡をお願いいたします。

(2) 町会加入促進に向けて不動産業者との連携・協力を進めます。

- ・多くの転入者は、不動産事業者や住宅事業者を通じて、住宅を購入・賃借します。
- ・そこで、不動産業者と連携し、町会加入促進にご協力をいただけるよう協議を進めます。

【不動産業者に期待する役割(例)】

- 店舗内への町会加入促進についてのポスターの掲示
- 八尾市内の住宅購入あるいは住宅賃借を決定した顧客に対する町会加入促進チラシの配布。
- 契約書(賃貸契約書、売買契約書)における町会加入や町会活動への協力の項目の追加。

(3) マンションなどの建設に際して、新たな町会設立または町会加入を促進します。

- ・八尾市では、一定規模以上の住宅開発などの場合(※)、八尾市開発指導要綱に基づき、開発事業者は八尾市と事前協議を行うことになっています。
- ・開発指導要綱に基づく事前協議において、マンションの新築(分譲、賃貸)や、まとまった数の戸建住宅の建設が行われる場合、開発事業者に対して、新たな町会の設立もしくは町会加入促進への協力を要請します。
- ・新築マンションに対して、地元の要望として、新たな町会の設立を求める場合、地域と連携して、入居者による町会設立のための取組を支援します。

【※開発事業等の適用区分】

- 1 開発区域面積又は敷地面積が300平方メートル以上の開発事業
- 2 住宅戸数が2戸以上の建設事業
- 3 宅地造成等規制法に基づく許可又は協議を必要とする宅地造成事業
- 4 建築確認等を要する建築行為等

(4) 町会長などに対する研修

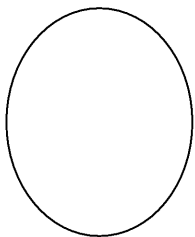
- ・自治振興委員と八尾市が協働して町会長などの地域活動の担い手を対象とする研修を行います。

【研修内容】

- (例)・町会活動の活性化のヒント
- ・町会加入促進活動の進め方

力をあわせて加入促進に取り組み、住みよい八尾市をともに作りましょう。

町会長のみなさんへ～八尾市自治振興委員会からのメッセージ～

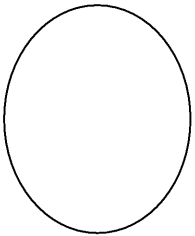


八尾市自治振興委員会
●●●●さん

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

後日掲載予定

こんにちは！「市民ふれあい課」です。



市民ふれあい課
●●●●

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

後日掲載予定

■町会活動の活性化と町会への加入促進について

(作成) 八尾市自治振興委員会と八尾市との協働により作成

(お問い合わせ) 八尾市人権文化ふれあい部 市民ふれあい課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目 1 番 1 号

電話: 072-924-3827 ファックス: 072-992-1021

メールアドレス: fureai@city.yao.osaka.jp